

世界に誇れる素晴らしい日本国憲法を守ろう!

~VOL. 4~

9条（戦争の放棄）について

《第2章 戦争の放棄》

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

多くの国民を犠牲にした過去の過ちを反省し、二度と悲惨な戦争を起こさないために制定されました。

しかし、「**国民の命を守る憲法**」を自民党は・・・

第二章 安全保障

内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。自衛権の発動を妨げるものではない。

第九章 緊急事態（緊急事態の宣言）

緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

日本に軍隊を設置して、過去の軍事・戦争国家に戻ろうとしています。

しかも、戦争などの緊急事態が起これば私たちは「強制的に行かされる。」ものです。

「憲法！ 平和！ 私たちの命を守ろう！」